

| | | 現行ガイドライン | ガイドライン改定素案 | | これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望と改定内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------------|--|------------|--|--|------|-------------|-------------|------|---------------|--|-------|----------------|--|------|-------------|------------|-----|---|----|-------|----|------|--------------|------------|------|--------------|--|-------|--------------|--|------|--------------|------------|---|
| 項番 | ページ | 項目・内容 | ページ | 改定項目及び改定箇所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | P 5 | <p>⑤調理員は3人（0歳児定員が6人以上の施設については4人）配置することとし、乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有すること。</p> <p>⑥調理員又は用務員については、外部の事業者に委託することを可とする。</p> <p>⑦「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童を保育する場合は、区の職員配置基準により障害児保育の経験がある職員を配置すること。</p> | P 7 ～ 8 | <p>⑥調理員は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを3人（0歳児定員が6人以上の施設については4人）配置すること。</p> <p>⑦栄養士は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを配置すること。</p> <p>⑧調理業務及び用務業務は、外部の事業者に委託することができることとする。</p> <p>⑨「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童を保育する場合は、障害児に対する配慮が必要な度合により、障害児保育の経験がある保育士を配置すること。</p> <p>⑩現在、当該園に勤務している非常勤職員の継続雇用に配慮すること。</p> | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <p>○現在雇用している非常勤職員（パート）の継続雇用を積極的に行うこととしたい。</p> <p>○パート職員の配置について、●●保育園の現状を参考に配置人数・勤務時間を維持するよう努めることとしたい。</p> <p>○調理員には栄養士を含めることとしたい。</p> <p>【改定内容】</p> <p>○栄養士に関する要件を【運営に関する条件】ではなく、【職員に関する条件】に記載場所を変更した。</p> <p>○障害児を保育する場合は職員の配置について、障害児に対する配慮が必要な度合により、保育士を配置するよう求めることとした。</p> <p>○現在勤務している非常勤職員の継続雇用に関する要件を追記した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | P 5 ～ 6 | <p>エ 施設及び設備に関する条件</p> <p>①順守すべき法令等---<略>---</p> <p>②産休明け保育（生後57日から）---<略>---</p> <p>③自転車及びベビーカー等の置場を---<略>---</p> <p>④各部屋の区面積基準を確保すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区面積基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児室</td> <td>児童一人当たり5㎡以上</td> <td>都要綱基準3.3㎡以上</td> </tr> <tr> <td>1歳児室</td> <td>児童一人当たり3.3㎡以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児以上</td> <td>児童一人当たり1.98㎡以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児室</td> <td>児童一人当たり5㎡以上</td> <td>障害児室を設ける場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤各部屋の面積は、有効内法面積 ---<略>---</p> <p>⑥屋外遊戯場として必要な面積は、---<略>---</p> <p>⑦屋外遊戯場から直接使用できる ---<略>---</p> | 区分 | 区面積基準 | 備考 | 0歳児室 | 児童一人当たり5㎡以上 | 都要綱基準3.3㎡以上 | 1歳児室 | 児童一人当たり3.3㎡以上 | | 2歳児以上 | 児童一人当たり1.98㎡以上 | | 障害児室 | 児童一人当たり5㎡以上 | 障害児室を設ける場合 | P 8 | <p>【施設及び設備に関する条件】</p> <p>①以下の法令等を遵守---<略>---</p> <p>②自転車及びベビーカー等の置場を---<略>---</p> <p>③各歳児の保育室は以下の区面積基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる環境づくりに努めること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区面積基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児室</td> <td>児童一人当たり5.00㎡</td> <td>都要綱基準3.30㎡</td> </tr> <tr> <td>1歳児室</td> <td>児童一人当たり3.30㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2歳児以上</td> <td>児童一人当たり1.98㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害児室</td> <td>児童一人当たり5.00㎡</td> <td>障害児室を設ける場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>④各部屋の面積は、有効内法面積 ---<略>---</p> <p>⑤屋外遊戯場として必要な面積は、---<略>---</p> <p>⑥屋外遊戯場から直接使用できる ---<略>---</p> <p>※上記のうち、区有施設（現園舎等）を活用する場合は①を条件とし、新たに施設を整備する場合（「区有地活用型」）は①～⑥を条件とする。</p> | 区分 | 区面積基準 | 備考 | 0歳児室 | 児童一人当たり5.00㎡ | 都要綱基準3.30㎡ | 1歳児室 | 児童一人当たり3.30㎡ | | 2歳児以上 | 児童一人当たり1.98㎡ | | 障害児室 | 児童一人当たり5.00㎡ | 障害児室を設ける場合 | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <p>—</p> <p>【改定内容】</p> <p>○区面積基準に求める基準等を理解し易くするため、文言を変更した。</p> |
| 区分 | 区面積基準 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0歳児室 | 児童一人当たり5㎡以上 | 都要綱基準3.3㎡以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1歳児室 | 児童一人当たり3.3㎡以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2歳児以上 | 児童一人当たり1.98㎡以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害児室 | 児童一人当たり5㎡以上 | 障害児室を設ける場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 区面積基準 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0歳児室 | 児童一人当たり5.00㎡ | 都要綱基準3.30㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1歳児室 | 児童一人当たり3.30㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2歳児以上 | 児童一人当たり1.98㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害児室 | 児童一人当たり5.00㎡ | 障害児室を設ける場合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | P 5 | <p>オ 近隣住民への対応等に関する条件</p> <p>①保護者が安心して子どもを預ける---<略>---</p> <p>②近隣住民に親しまれ、地域に溶け込んだ保育園となるよう、近隣住民への配慮について、最大限に努めることとする。</p> <p>③施設の建設に際しては、---<略>---</p> <p>④運営事業者は、近隣住民からの建物設計に関する意見・要望は、保育園運営に支障のない範囲で、できる限り対応すること。</p> <p>⑤区は、説明会等への出席や運営事業者への助言など、運営事業者とともに近隣住民への理解に努めるものとする。</p> | P 8 | <p>【近隣住民への対応等に関する条件】</p> <p>①保護者が安心して子どもを預ける---<略>---</p> <p>②近隣住民への配慮に、最大限努めること。</p> <p>③施設の建設に際しては、---<略>---</p> <p>④近隣住民からの建物設計に関する意見・要望について、可能な限り尊重すること。</p> <p>⑤区は、説明会等への出席や運営事業者への助言など、運営事業者とともに近隣住民の理解を得るよう努めること。</p> <p>※上記のうち、区有施設（現園舎等）を活用する場合は①・②を条件とし、新たに施設を整備する場合（「区有地活用型」）は①～⑤を条件とする。</p> | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <p>○近隣住民に親しまれ、地域に溶け込んだ保育園となるよう、近隣住民への配慮について、最大限に努めることとしたい。</p> <p>○近隣のトラブル発生時の対応体制を確立すること。すべての近隣住民の理解を受け付けてから工事を始めること（それまでは着工しない）こととしたい。</p> <p>【改定内容】</p> <p>○分かり易いよう文言を整理、修正した。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 現行ガイドライン | ガイドライン改定素案 | | これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望と改定内容 |
|----|-----------|--|-------------|--|--|
| 項番 | ページ | 項目・内容 | ページ | 改定項目及び改定箇所 | |
| 12 | — | 記載なし | P 9 | <p>【公募に当たり事業者に提出を求める主な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（提案内容は下記参照） ・法人に関する書類（登記簿謄本、組織図、年間事業計画書など） ・保育所等の運営実績に関する書類（名称・規模・開設年月日・所在地など） ・経営状況に関する書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書など） ・職員に関する書類（職員給料表、就業規則、施設長予定者の履歴書、職員（常勤保育士）の退職率（※）など） ・保育所運営に関する書類（直近の決算に係る職員（常勤保育士）の人件費比率（※）、おたより、運営日誌、第三者評価結果など） <p>※退職率は法人全体、人件費比率は事業者が運営する1園（民営化対象園と同規模）とする。</p> <p><提案内容（企画提案書の主な内容）></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育内容に関する提案（保育に関する理念や方針、保育計画や指導計画など） ② 給食に関する提案（食育、乳児期の給食、献立作成や食材の選定など） ③ 安全・衛生・健康管理に関する提案（危機管理、感染症の予防など） ④ 子育て支援等の対応に関する提案（保護者からの保育相談、地域の子育て支援など） ⑤ 保育園運営に関する提案（職員配置に関する考え方（施設長、施設長を補佐する職員、常勤・非常勤保育士、調理員、栄養士、保健師、事務員）、法人本部のバックアップ体制、個人情報保護及び情報公開など） ⑥ その他（引継ぎについての考え方など） | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「常勤保育士の採用者数・退職者数」について、平成28年度のみではなく、過去3年間に遡って記入を求めることとしたい。 ○過去3年間の保育士の離職率が分かる書類の提出を求めることとしたい。 ○各歳児クラスに配置する予定の職員の経験年数を記載する欄を追加することとしたい。 ○保育士の経験年数について、一定の条件を付す（10年以上の職員を20%以上配置する等）こととしたい。 <p>【改定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民営化に係る運営事業者の公募要項において、事業者に提出を求める書類について、これまでの実績を踏まえ、新たに項目として追加した。 |
| 13 | P 6 ～7 | 記載なし | P 9 ～10 | <p>(6) 審査手順</p> | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <p>—</p> <p>【改定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民営化に係る運営事業者の審査手順について、これまでの実績を踏まえ、審査に影響を与えない範囲における概略を記載し、透明性を高めることとする。 |
| 14 | P 7 ～8 | <p>6 運営事業者への引継ぎ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 移行計画の策定 (2) 合同保育の実施 (3) 区による移行までの進行管理 | P 11 ～13 | <p>5 運営事業者への引継ぎ</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 (2) 引継ぎスケジュール (3) 保護者へのお知らせ・意見交換 (4) 区保育課による移行までの進行管理 | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合同保育の期間を長くしてほしい。民営化後の半年間、民営化前三か月＋民営化後三か月の計6か月、各クラスの保育士各1名が残り、引き継ぐこととしたい。 ○「引継ぎの際や移行後に課題が発生した場合には、区が積極的に調整に入り、円滑な引継ぎ、保育所運営に必要な改善や指導を行っていきます。」という文言を追加してほしい。 <p>【改定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文言を整理・修正し、引継ぎの基本方針・全体像を示すとともに、園長や保育士等役職・職種に応じた取組内容とポイントを記載した。 |

| | | 現行ガイドライン | ガイドライン改定素案 | | これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望と改定内容 |
|----|------------|---|--------------|---|--|
| 項番 | ページ | 項目・内容 | ページ | 改定項目及び改定箇所 | |
| 15 | P 8 ～ 9 | 7 移行後の区の支援 (1) 運営支援 (2) 指導・検査 (3) 東京都福祉サービス第三者評価の受信の促進 (4) 保護者アンケートの実施 | P 14 ～ 15 | 6 民営化後の区の支援等 (1) 民営化初年度 (2) 民営化2年度目 (3) 継続した支援の取組 7 その他 | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「移行後3ヶ月間は週に1～2回区職員（区立保育園園長経験者や保育支援係）による巡回を行う。」という文言を追加してほしい。 ○東京都福祉サービス第三者評価の受信について、「促進」ではなく、義務としてほしい。受審の費用は区が負担することで、園の金銭的な負担は軽減させてほしい。 ○民間へ移行後の保護者に対するアンケートを6か月後の段階だけではなく、最初の1か月経過した段階など、なんとかやってもらいたい。 <p>【改定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者が不安を感じている民営化当初の支援を含め、初年度及び2年度目を実施する支援内容を整理して記載した。 |
| 16 | | 記載なし | P 16 ～ 17 | <p>○巻末資料</p> <p>【民営化後の変更点等】</p> <p>民営化前と民営化後で変わらない点及び変更される可能性のある点について、項目別に記載。</p> | <p>【これまでに保護者等から寄せられた主な意見・要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民営化前と民営化後で何がどう変わるのか教えてほしい。 <p>【改定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たに「巻末資料」を追加し、民営化前後で変わらない点、変わる点等を記載した。 |